

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営方針の中核に「コーセーグループとしての企業価値を高める経営を継続して行っていく」ことを掲げ、事業の拡大と効率を追求した経営に取組んでいます。この企業価値を高める経営の継続にあたりましては、コーポレート・ガバナンスが機能することが不可欠であり、当社グループではコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題のひとつと位置付け、健全な経営を遂行する組織体制や仕組みを整備し、継続的に社会的信用を保持するための体制づくりを進めています。また、株主、投資家をはじめ、債権者、顧客、取引先、社員、そして地域住民・社会等、すべてのステークホルダーとの共生を企業経営の重要な課題と考えており、価値ある企業として支持されるために、「透明性」「公正性」を高めるべく、各ステークホルダーとの誠実なコミュニケーションに努めることで、信頼関係を構築することを基本としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社では、各原則のうち以下の9項目については、一定の取り組みは行っているものの、コーポレートガバナンス・コードが示すベストプラクティスの実践を含めたコーポレートガバナンスへの取組みを通じ「透明・公正かつ迅速・果断な意思決定」を後押しするという観点から、さらなる検証・検討と対応が必要であると考えています。

〈補充原則1-1(1):株主総会において相当数の反対票が投じられた場合の原因分析、及び株主との対話その他の対応について〉

当社は、担当部門が株主総会の議案に対する賛否の比率に対する分析を行い、取締役会での検討の必要性を代表取締役が議案の内容・性質ごとに判断の上、取締役会に諮りその要因分析の妥当性及び対応の要否を確認することとします。

〈原則1-2:株主総会における権利行使〉

(2)招集通知の早期発送、及び招集通知発送までの間に、TDnetまたは当社ウェブサイトによる電子的公表について

当社は、招集通知の発送については、内容の正確性を担保する見地から法律専門家を含め社内外の確認を十分に行なったうえ、早期化に努めています。

また、招集通知の公表については、TDnetや自社ウェブサイトにて発送日の翌日に行ってますが、今後は、招集通知の発送前の公表について検討します。

〈4)議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳について〉

当社は、株主全般の議決権の行使の便宜を図るため、議決権の電子行使サービスを採用していますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については、機関投資家や海外投資家の議決権比率や議決権行使状況、要望及び対応に係る費用などを勘案し、対応を検討していきます。

〈補充原則2-2(1):取締役会における行動準則実践のレビューについて〉

当社は、各種社内研修や社内向け媒体(社内報、社内ウェブサイト等)において行動規範の遵守について周知を図っています。

行動準則が広く実践されているか否かについてのレビューは、取締役・監査役に加え執行役員も含めた会議体で実施しています。

〈補充原則2-5(1):内部通報に係る体制整備、及び情報提供者の秘匿と不利益取扱禁止に関する規定整備について〉

当社は、内部監査部門に専用の窓口を設けています。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止については、規定を整備し運用を行っています。今後は、経営陣から独立した窓口の設置について、検討していきます。

〈原則3-1:情報開示の充実〉

(5):取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明について

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、招集通知に記載しています。今後は、経営陣幹部・社内取締役・社内監査役の選任及び再任理由についても、招集通知に記載します。

〈補充原則4-1(2):中期経営計画が未達に終わった場合の原因分析、株主への説明、次期以降の計画への反映について〉

当社は、経営環境の変化に柔軟に対応し、より迅速な意思決定を行うため、毎年、直前事業年度の業績等を踏まえて、次年度以降3ヵ年の中期経営計画(経営目標数値)の見直し策定を行っています。

従って、経営目標数値に関しては、毎年、中期経営計画初年度の計画と結果について原因分析を行い、株主・投資家に説明を行っています。

〈原則4-8:独立社外取締役の有効な活用〉

当社は、独立社外取締役を選任しており、取締役会における独立した中立の立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。1名のみの選任ですが、十分な実効性を確保できていると認識しています。将来的な増員については、検討しています。

〈補充原則4-11(3):取締役会全体の実効性に関する分析・評価の概要〉

当社は、取締役会全体の実効性の分析・評価は実施していません。取締役会全体の実効性についての分析・評価、その結果の開示については、今後検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

当社のコーポレートガバナンスに関する取り組みについては、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書及びアニュアルレポート等にも掲載しています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

<原則1-4:いわゆる政策保有株式>

当社は、投資目的以外に発行会社との企業連携や事業シナジーを見込める基本とし、発行会社との取引関係の維持・強化や業務のより円滑な推進等を図ることを目的に、政策的に取引先の株式を保有しています。

また、取締役会は取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案し、投資及び継続的な保有の要否を判断する事としています。政策保有株式に係る議決権については、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものかどうかを判断した上で適切に行使します。

<原則1-7:関連当事者の取引>

当社は、役員や主要株主との取引を行う場合には、その取引の重要性やその性質に応じて、社外取締役・外部弁護士への確認をとり、経営會議に諮っています。その後取締役会の承認を経る等の手続きを要することとしています。

関係会社間取引については、税務・会計上の各種規制・基準等を念頭に、合理的な取引価格を設定するよう努めています。

<原則3-1:情報開示の充実>

(1)会社の経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、経営戦略、中期経営計画を、当社ウェブサイト、有価証券報告書、招集通知等にて開示しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針を、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」、有価証券報告書、CSRレポート等にて開示しています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に関して、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 期間構成・組織運営等に係る事項 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しています。

今後は、社外役員を中心とした人事委員会を設置し、経営陣幹部・取締役の報酬制度や報酬水準について基本的な考え方と合致した妥当なものであるかについて審議していきます。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部・取締役・監査役の選任にあたっての方針及び手続に関して、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 取締役候補者の選定」にて開示しています。

今後は、社外役員を中心とした人事委員会を設置し、経営陣幹部・取締役・監査役の選任の妥当性について審議していきます。

<補充原則4-1(1):経営陣に対する委任の範囲>

当社は、取締役会規程その他社内規定を整備し、取締役会自身が判断・決定すべき事項と、経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しています。重要な業務執行以外については、その取引の規模や性質などを鑑み、経営陣に権限を委任しています。

<原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、かつ当社として独立性が高いと判断される人物並びに取締役会において建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役の候補者として選定しています。

<補充原則4-11:(1)取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方について>

原則3-1(4)に基づく開示を参照してください。

<補充原則4-11:(2)取締役・監査役の兼任状況>

当社の社外取締役及び社外監査役の兼任状況は、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機構構成・組織運営等に係る事項」で開示しています。

社外取締役1名は、当社以外の他の上場会社の社外役員を3社兼任していますが、他社での経験は当社での役割・責務を果たす上で有効であり、また、当社の業務に必要な時間・労力を確保できていることから、社外取締役としての役割・責務を果たす上で合理的であると判断しています。

社外監査役2名全員及び常勤監査役2名全員は、当社以外の他の上場会社の役員を兼任しておらず、監査役の業務に専念できる体制となっています。

<補充原則4-14(2):取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしています。

新任取締役候補者・新任監査役候補者に対しては、法令上の権限及び義務等に関する研修を行っており、必要に応じて外部機関の研修も活用しています。

また、新任社外取締役候補者・新任社外監査役候補者に対しては、当社が属する業界・当社の歴史・事業概要・戦略等について説明を行っています。

<原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針>

<補充原則5-1(2):株主との建設的な対話を促進するための方針について>

当社は、IR部門を管掌する取締役を指定し、他部門との連携を図っています。

株主との対話(面談)の窓口は、IR部門の専任担当者が対応しています。また、必要に応じて合理的な範囲で社長やIR担当取締役のほか、事業担当幹部や研究担当幹部が面談に応じています。

アナリスト・機関投資家に対しては、決算説明会を年2回実施しているほか、スマートミーティング・海外機関投資家向けカンファレンスにも積極的に参加しています。また、個人投資家向けのIRセミナーを年数回程度開催すると共に、個人でも分かりやすいIRサイトの構築にも取り組んでいます。各種カンファレンスの結果報告や対話において把握された株主の意見・懸念については、経営陣幹部や取締役会を通じて情報共有を図っています。

対話に関しては開示可能な情報範囲をあらかじめ定め、その範囲内の対話を行うこととしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 一俊	7,294,974	12.04
小林 孝雄	7,240,510	11.95
小林 正典	7,115,066	11.74
小林 和夫	1,926,888	3.18
小林 保清	1,793,018	2.96
小林 美智子	1,279,702	2.11
公益財団法人コスマトロジー研究振興財団	1,279,655	2.11
チーズ マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,230,688	2.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー-505223	1,072,071	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,045,930	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
戸井川 岩夫	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸井川 岩夫	○	〔重要な兼職の状況〕 ・東洋精糖株式会社 社外取締役 ・東都水産株式会社 社外監査役 ・日本農薬株式会社 社外監査役	弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを当社の経営に生かしてもらうため。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携につきましては、一年間の会計監査計画に関する相互報告、決算後の会計監査実施報告、四半期決算後の重要な会計方針の報告、及び内部統制監査実施報告を実施しており、適宜情報交換及び意見交換を行っています。

内部監査部門との連携につきましては、監査室より常勤監査役に対して行う年度内部監査計画の提出と内容説明、監査室が被監査部門に対し

て行う「監査結果報告会」への常勤監査役の出席、監査室が社長に提出・報告する内部監査結果報告書及び内部統制報告書の写しの常勤監査役への提出・報告があり、社外監査役は監査役会にて常勤監査役よりこれらの内容の報告、説明を受け適切な意見を述べています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田倉 正典	公認会計士													
村上 實	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田倉 正典	○	——	会計に関する専門的な見地から監査してもらうため。なお、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。
村上 實	○	——	法律に関する専門的な見地から監査してもらうため。なお、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

検討はしていますが、当面実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額を有価証券報告書及び事業報告に開示しています。また、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を有価証券報告書に個別開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、企業価値の増大につなげることを主眼においた報酬体系としています。

取締役の報酬は、株主総会において定められた総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、職務・職位等を勘案して取締役会に諮り決定しています。

この報酬は、各事業年度における業績の向上、及び中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、会社業績の向上や役員の業績との連動性を高め、月額報酬と賞与で構成しています。月額報酬は、各取締役の職位に応じて、経営環境等を勘案して報酬額を決定しています。賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績、及び個人の業績評価に基づいて決定しています。また、当社では役員退職慰労金制度を設けています。当該支給額には基準を設けており、在任中の各年度に毎期積立額を引当計上しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部員が事務局として取締役会や監査役会等の招集手続や連絡書送付等を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行

当社の業務執行は、取締役の管掌範囲を明確にし、少人数による迅速な意思決定ができる体制としています。また、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員が、取締役会により決定された経営基本方針に従い、担当する部門において適切な業務執行を行っています。現在の体制は、取締役11名(男性10名、女性1名)、執行役員8名(男性8名)であり、経営の効率化へ向けた取り組みを積極的に進めています。

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。また、経営に関する重要事項の協議及び業務執行の全般的統制を行うため、取締役社長を議長とし役付取締役を中心構成する経営会議を設置しています。また、必要に応じ、日常の業務執行についての情報共有を図る役員会議やより具体的・詳細な事項を検討する経営政策検討会議等を開催するなど、迅速で効率的な経営を行っています。

(2)監査

監査機能としては監査役会があります。監査役は、取締役会などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行っています。現在の体制は、監査役4名(男性4名)です。

業務執行部門から独立した組織である監査室(11名)は、中期及び年次監査計画に基づき、業務活動全般にわたる監査を実施しています。内部監査結果は社長及び監査役に報告されるとともに、被監査部門長にも通知され、監査室による改善状況の確認も行われています。

(3)取締役等候補者の選定

当社の取締役会は取締役等候補者の選定にあたり、経歴、能力、人格、見識などを総合的に判断し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び取締役会の多様性並びに規模が当社にとって最適となるよう努めています。

役員選任の手続きについては、幹部社員の中から経営陣幹部が選定し取締役会で審議して候補者を指名しています。また、経営陣幹部の選任については、その必要が生じた場合、代表取締役が考案し、取締役の中から選任し、取締役会に諮っています。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

(5)会計監査

会計監査人は、経営者との間で定期的なディスカッションを開催するほか、監査役に監査結果の報告を行う際にも適宜情報交換及び意見交換を行っています。また、内部監査結果の概要についても情報の共有を図るなど、相互に連携をとり、効果的な監査の実施に努めています。2015年3月期の監査公認会計士等に対する報酬の内容及び業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりです。

- ・監査証明業務に基づく報酬： 96百万円（うち連結子会社分： 13百万円）
- ・非監査業務に基づく報酬： 一百万円
- ・公認会計士の氏名等： 指定有限責任社員・業務執行社員 星野正司、同 森田祥且
- ・上記が所属する監査法人名称： 新日本有限責任監査法人
- ・監査業務に係る補助者の構成： 公認会計士8名、会計士補等10名、その他2名

このほか、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置等により企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保し、また、当社社員からの相談や内部通報を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を設けるなど、健全な企業体質を維持するための活動を進めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会の運営は、各取締役及び各監査役が忌憚のない意見を述べて議論するなど相互牽制機能を有効に働きかせ、ガバナンスの機能を充分に果たすよう実践しています。

当社は、一部の株主や利害関係者の利益に偏ることのない社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しています。社外取締役は、取締役の業務執行に対する助言及び各取締役の監視・監督機能を果たしており、社外監査役は公認会計士及び弁護士としての専門的な見地から取締役の業務執行の監視・監査機能を果たしています。

事業に精通した役員による相互牽制に加え、独立性のある社外役員による監査・監督機能を有するこのような体制は、当社の事業内容や規模等から判断し、適切であると考えています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

電磁的方法による議決権の行使

みずほ信託銀行の議決権電子行使サービスを導入しています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

個人投資家向けIRセミナーを年3~4回(不定期)実施しています。

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

決算説明会(第1四半期及び第3四半期を除く)を年2回実施しています。

あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催

国内で実施される海外投資家向けのカンファレンスに年2~4回程度参加しています。

なし

IR資料のホームページ掲載

決算短信等の適時開示資料、財務情報、株主通信、有価証券報告書、
アニユアルレポート(英文)、決算説明会資料等を掲載しています。

日本語ウェブサイト:<http://www.kose.co.jp/jp/ja/ir/>
英語ウェブサイト:<http://www.kose.co.jp/en/ir/>

IRに関する部署(担当者)の設置

IR室を設置しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、1997年に発足した地球環境委員会を中心として環境基本方針と環境行動指針を策定、環境保全等のCSR活動に取り組んできました。2013年度からは、社長を委員長とする「CSR委員会」を発足し、「美しい知恵人へ、地球へ。」「正しきことに従う心」を基本指針とする、より緻密なCSR推進体制を整備しました。
方針や活動内容は「社会・環境報告書」(~2012年度)、「CSRレポート」、及びコーポレートサイト上のコンテンツとして開示しています。

<http://www.kose.co.jp/jp/ja/company/csr/>

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

当社グループは、グループ行動規範において、ステークホルダーに対し、経営及び事業活動の透明性を高め、的確かつ迅速な企業情報の開示を行い、企業としての責任を果たす旨を定めています。

その他

顧客対応に関わる部署としてお客様相談室を設置し、お客様からの相談や苦情等のお問合せに対し、スタッフが電話・手紙・メールを通して迅速・正確・誠実な対応を心がけています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保することを目的に定めた内部統制に係る基本方針に基づき、グループの全役職員により遂行される内部統制の仕組みの充実とその有効性の確保に努めています。

コンプライアンス体制として、行動指針を定め役職員への周知を図るほか、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保する体制を構築しています。リスク管理体制として、危機管理に関する規程を定め所管部門毎に予防体制を整備すると共に、危機発生時の情報伝達・対応体制を構築しています。情報管理体制として、業務の執行に係る文書その他の情報につき、規程に従い適切に保存及び管理を行うこととしています。グループ会社管理体制として、関係会社管理に関する規程に基づき各社の経営計画の管理及び実績評価を行うこととしています。また、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の主旨に則り、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告することとしています。

その構築状況及び運用状況については、監査室及び監査役により監視し検証されています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の不当な要求には応じないことを「コーポレート行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら組織的に対応することとしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、コーセーグループの内部者情報(決定事実、発生事実、決算に関する情報等の重要事実)の取扱い並びに自社株式の売買に関する社内規程(インサイダー取引防止規程)を制定し、情報管理の徹底を図るとともに、法令等に違反する内部者取引の未然防止に努めています。

当社の情報開示体制は以下のとおりです。

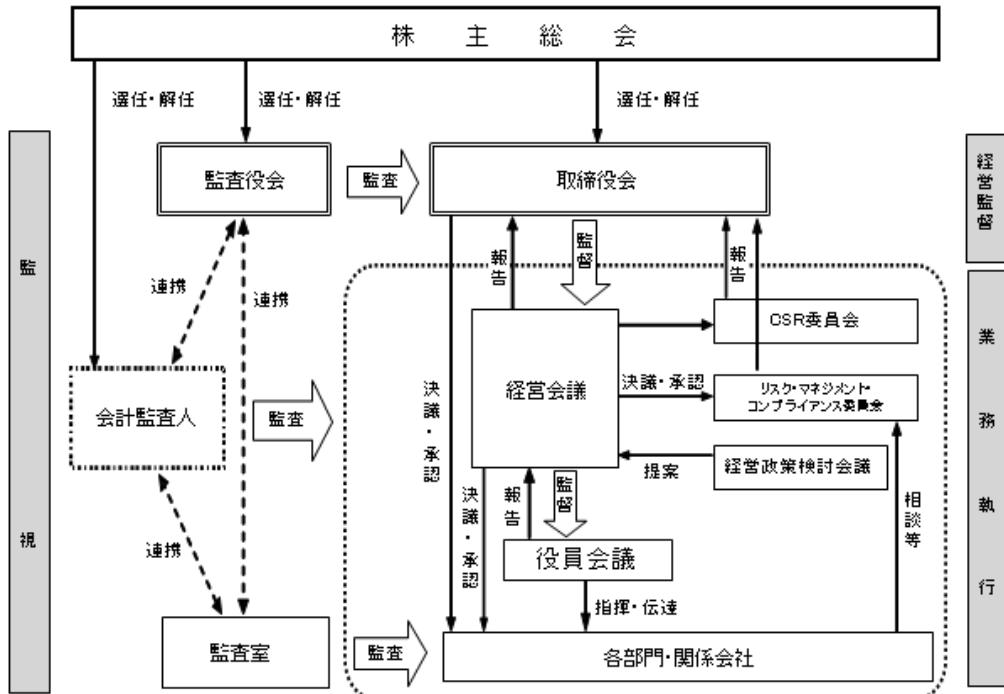
1. 内部情報管理の担当部署、責任者

- ・情報取扱責任者:情報開示を担当する取締役又は執行役員
- ・情報開示担当部署:IR室
- ・情報管理担当部署:総務部

2. 情報管理及び情報開示のプロセス

- ・当社又はグループ会社において内部者情報が生じた場合、その情報は、情報取扱責任者及び総務部長に報告される。
- ・情報取扱責任者は、社長その他必要と認めた者と「適時開示が求められる会社情報」への該当の可否を協議する。
- ・「適時開示が求められる会社情報」に該当すると判断した場合、情報取扱責任者は総務部長と連携して情報の漏洩防止を図る。
- ・情報の公表については、原則として取締役会の承認を経た後、IR室が東京証券取引所の定める有価証券上場規程に従い情報を開示する。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要についての模式図】

